○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字三ケ所字谷内八九九二の一、八九九二の二、八九九二の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷内八九九二の一・八九九二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ケ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字尾八重字柏葉一七五五の一、一七五五の二、一七五六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏葉一七五五の一・一七五五の二・一七五六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市栃本町字栃本山一の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市**久**野字一耕地一四四〇、一四四一、字鍛冶屋沢一四四二から一四四四まで、字矢ノ沢一四四六から一四五一まで、一四五三から一四七一まで、一五四七の一から一五四七の三まで、一五四七の五、一五四七の六、一五四八の一から一五四八の四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字カニサワ七三九七の三、七三九八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十六年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字緑呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大明神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字滝ノ墓、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字假田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、中根字幕下、字昆沙門、字中谷津、字滝ノ墓及び字小谷津の各一部、横町字庚申塚、字中原、字小谷津、字中谷津及び字前原の全部、横町字幕下、字陣場墓、字陳場墓、字遠原及び字中谷の一部、栄字中原、字遠原、字中谷津及び字昆沙門の全部、栄字籏下及び字幕下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市島名二三三五番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年五月十八日

七　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十九年十一月七日